

審 査 基 準

令和2年8月19日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第8条第2項（第4条第2項の規定による届出の場合に限る。）
処 分 の 概 要：許可証の書換え
原権者（委任先）：神奈川県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法 第4条第2項（営業内容の変更の届出） 質屋営業法施行規則 第1条（申請及び届出の一般的手続） 第12条（許可証の書換えの申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：申請に係る営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全（第一）課
問 い 合 わ せ 先：神奈川県警察本部生活安全全部生活安全総務課営業第一係 ☎ 045-211-1212 内線3037
備 考：